

職業安定分科会(第 202 回)	資料2
令和6年1月 12 日	

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 案（雇用保険法等の一部改正関係）要綱

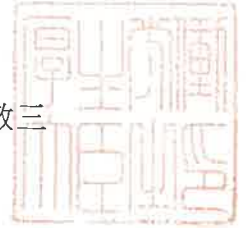
厚生労働省発職0112第5号

令和6年1月12日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（雇用保険法等の一部改正関係）要綱」について、貴会の意見を求める。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（雇用保険法等の一部改正関係）要綱

※法律案の名称等については、検討中。

第一 雇用保険法の一部改正

一 目的の改正

労働者が子を養育するために所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを雇用保険の目的として追加すること。

二 育児休業等給付の新設

育児休業等給付は、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付とし、育児休業給付は、育児休業給付金及び出生時育児休業給付金とすること。

三 出生後休業支援給付制度の創設

1 被保険者が、対象期間内にその子を養育するための休業（以下「出生後休業」という。）をした場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに、当該被保険者が出生後休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に算定される賃金日額に相当する額に当該被保険者

が対象期間内に出生後休業をした日数（その日数が二十八日を超えるときは、二十八日）を乗じて得た額の百分の十三に相当する額の出生後休業支援給付金を支給するものとする。

- (一) 出生後休業を開始した日前二年間に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったとき
- (二) 対象期間内に出生後休業をした日数が通算して十四日以上であるとき
- (三) 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について出生後休業をしたとき（当該配偶者が

対象期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるときに限る。）

2 被保険者が次のいずれかに該当する場合には、1の(一)及び(二)の要件に該当するときに、出生後休業支援給付金を支給するものとする。

- (一) 配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者（注）である場合
- （注） 配偶者が子との法律上の親子関係がない場合等とする予定〔省令〕。
- (二) 当該被保険者の配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合
- (三) 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について産後休業をした場合
- (四) その他当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子を養育するための休業をすることができ

ない場合

3 1の「対象期間」は、出生後休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで等の期間（出生後休業をしようとする者がその子について産後休業をした場合にあつては、その子の出生の日から起算して十六週間を経過する日の翌日まで等の期間）とする。

四 育児時短就業給付制度の創設

被保険者が、その二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業（以下「育児時短就業」という。）をした場合において、当該育児時短就業を開始した日前二年間にみなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったときに、支給対象月ごとに、当該支給対象月に支払われた賃金の額に百分の十を乗じて得た額の育児時短就業給付金を支給するものとする。ただし、当該支給対象月に支払われた賃金の額が育児時短就業開始時賃金日額（当該被保険者が育児時短就業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に算定される賃金日額に相当する額（当該被保険者が育児休業給付を受けていた場合であつて、当該育児休業給付に係る育児休業終了後引き続き育児時短就業をするときは当該育児休業給付に係る休業開始時賃金日額）をいう。以下同じ。）に三十を乗じ

て得た額の百分の九十に相当する額以上であるときは、育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が百分の九十を超える大きさの程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減した率を乗じて得た額の育児時短就業給付金を支給するものとする。

五 子ども・子育て支援納付金

出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用及びこれらの給付に関する事務の執行に要する経費については、別に政府が徴収する子ども・子育て支援納付金をもって充てるものとする。

六 その他

その他所要の改正を行うこと。

第二 特別会計に関する法律の一部改正

一 子ども・子育て支援特別会計の新設

1 児童手当法による児童手当、子ども・子育て支援法による給付及び雇用保険法による育児休業等給付に関する政府の経理を明確にすることを目的とする子ども・子育て支援特別会計を新たに設置し、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理するものとする。

2 子ども・子育て支援特別会計は、子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定に区分すること。

3 子ども・子育て支援特別会計の管理に関する事務は、同会計全体の計算整理に関するものについては内閣総理大臣が、その他のものについては子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が行うものとする。

4 育児休業等給付勘定における歳入は、次のとおりとすること。

- (一) 労働保険特別会計の徴収勘定からの繰入金
- (二) 子ども・子育て支援勘定からの繰入金
- (三) 一般会計からの繰入金
- (四) 育児休業給付資金からの受入金
- (五) 育児休業給付資金から生ずる収入
- (六) 一時借入金の借換えによる収入
- (七) 附属雑収入

5 育児休業等給付勘定における歳出は、次のとおりとすること。

- (一) 育児休業給付費
- (二) 出生後休業支援給付費及び育児時短就業給付費
- (三) 労働保険特別会計の徴収勘定への繰入金
- (四) 育児休業給付資金への繰入金
- (五) 一時借入金及び融通証券の利子
- (六) 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
- (七) 育児休業等給付の業務取扱費
- (八) 附属諸費

二 労働保険特別会計の改正

1 労働保険特別会計において経理する雇用保険法による雇用保険事業から、育児休業等給付に係る事業を除くものとする。

2 徴収勘定における歳入として、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定からの繰入金を

新設し、歳出として、同勘定への繰入金を新設すること。

3 一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から子ども・子育て特別会計の育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする。

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

これらの事項は、令和七年四月一日から施行すること。

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。